

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06－4393－6242）	
処分課（担当）名	同上	
処分の名称	予防規程の制定、変更の認可	
概 要	消防法では、危険物の貯蔵又は取扱いの基準や各種の保安制度等について定められていますが、これらは一般的な規定であり様々な形態を有する危険物施設の特異性に対応するため、一般的な基準を個々の危険物施設に応じて具体化し、さらに不足する分を加えた自主保安基準を、一定規模以上の危険物施設について予防規程を定め、又は変更する場合も、市長の認可を受けなければならないとされています。	
根拠法令等 及び条項	・ 消防法第14条の 2	
審査基準	・ 「大阪市危険物規制審査基準」第 2 章．第 2 節．第 3 予防規程認可基準 【関連通知】 1. 「危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について」（平成24年 8 月21日付け消防危第197号） 2. 「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（令和2年3月27日付け消防危第88号） ・ 審査基準は、大阪市ホームページ にそれぞれ掲載しています。 (http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000307817.html)	
標準処理期間	10 日	
経由日数	2 日	
提出先	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）	
提出時期	制定又は変更したとき	
提出方法	製造所等の所有者、管理者又は占有者は予防規定制定（変更）認可申請書（危険物の規制に関する規則 別記様式第26）による申請書 2 通を貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）へ提出してください。	
手数料	なし	
相談窓口	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）	
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/	
備 考	・ 予防規程を定めなければならない製造所等 製造所 指定数量の倍数10以上のもの 屋内貯蔵所 指定数量の倍数150以上のもの 屋外タンク貯蔵所 指定数量の倍数200以上のもの 屋外貯蔵所 指定数量の倍数100以上のもの 給油取扱所 自家用屋外給油取扱所以外のもの 移送取扱所 すべて 一般取扱所 指定数量の倍数10倍以上のもの（指定数量の倍数30倍以下で、かつ、引火点が40℃以上の第 4 類危険物のみを取り扱う一般取扱所で危険物を容器に詰め替えるものを除く。）	